

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和38年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月1日から38年6月1日まで

私は、昭和30年ごろから49年ごろまでA社に継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の記録が確認できないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、元事業主及び同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、元事業主は、「申立人をB市に転勤させる際、私の妹と結婚させたので、転勤したからといって厚生年金保険から外すわけは無い。A社の従業員は、みんな厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、資格喪失日が昭和37年2月1日と記載されているにもかかわらず、同年10月の定時決定の標準報酬月額が記載されていることが確認できる。これらの記録を前提とすると、申立人が同年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、昭和37年2月1日に申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものと認められず、申立人の申立期間に係るA社における資格喪失日は、申立人が38年6月1日に同社で厚生年金保

険被保険者資格を再取得していることから判断して、同年6月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された昭和37年10月の定時決定の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月25日

A社（現在は、B社）において、平成18年8月25日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されているはずであるが、厚生年金保険の記録が確認できないので、申立期間に係る標準賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した所得税源泉徴収簿により、申立人は、平成18年8月25日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、所得税源泉徴収簿により、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社を担当する社会保険労務士事務所は、「当事務所で受理印の押された賞与支払届を保管しているが、平成18年8月の賞与支払届については、受理印が押されたものを保管していない。」と回答していることから、当該届は社会保険事務所（当時）に提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

熊本国民年金 事案 564

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年2月から46年4月まで

私は、申立期間中、多角経営をしていたA氏が設置していた電話連絡事務所で仕事をしており、給料から国民年金保険料らしきものを差し引かれていた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、B市においてつり仲間の会合の席に社会保険事務所（当時）の職員が集金に来てA氏が保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続をした記憶が無いとしている上、国民年金保険料の納付に関与しておらず、A氏が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（給与明細書等）は無く、同氏からは当時の納付状況を聴取することができないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年12月にC市で払い出され、資格取得日は55年11月21日となっており、申立期間は、国民年金に未加入であることから、国民年金保険料は納付できない期間であるとともに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 52 年ごろに国民年金に加入し、地区の婦人会の役員の方が集金に来ていたので、毎月保険料を納付し、3 か月ごとに領収証をもらっていたと記憶している。申立期間について、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を集金人に対し毎月納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 53 年 10 月ごろに A 町（現在は、B 市）において払い出されており、申立人の特殊台帳によると、52 年 3 月から 53 年 3 月までの保険料については、53 年 11 月 25 日にまとめて過年度納付していることが確認できる上、その後、申立期間の未納保険料について、54 年 7 月及び 55 年 1 月に「集合徴収」、同年 9 月に「納付書発行」、56 年 2 月に「集合徴収」と、申立人に対して未納保険料の催告が合計 4 回行われた記録が確認できることを踏まえると、申立期間の保険料を毎月納付していたものとは考え難い。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 44 年 3 月 1 日まで

A社で申立期間にB業務担当として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、勤務期間は特定できないものの、同僚の証言から、推認できる。

しかし、申立期間当時にA社で社会保険を含む経理事務を担当していた者は、B業務社員については、給与が歩合制であったことなどから、入社当初からは厚生年金保険に加入させておらず、管理職になった場合でもその1年から2年後に加入させていたので、B業務社員で1年から2年しか勤務しなかった社員についてはほとんど厚生年金保険に加入させていないと証言している。

また、申立人がA社で一緒に勤務していたとして挙げた同僚は、申立期間において健康保険厚生年金保険被保険者原票にその氏名の記載が無い上、申立人と同じB業務社員で申立人のことを記憶している別の同僚は、昭和41年ごろに入社したとしているが、オンライン記録においては、43年1月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間において申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、同原票の整理番号に欠落は無い。

加えて、申立人も給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を有していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、船員保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 17 日から 47 年 3 月 21 日まで

私は、昭和 44 年 5 月から 48 年 5 月まで A 社（現在は、B 社）で外国航路の船員として勤務しており、申立期間については C 号に乗船し、D 湾から E 方面の航路に乗船していたが、船員保険の記録が無かった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、C 号に乗船していたことは、複数の同僚の証言から推認できる。

しかし、B 社は、「申立人が乗船していた C 号は労務提供船であり、外国船籍の船舶であったため、乗船中の期間は船員保険に加入できなかった。労務提供船に乗船させる当社の船員に対しては、本人又は家族の病気等に備えて、乗船前に国民健康保険及び国民年金に加入するようお知らせをしていた。」旨回答している。

また、A 社において、申立期間の前後に船員保険の加入記録のある同僚のうち、申立期間又は申立期間より後に C 号に乗船したと証言している同僚 5 人は、すべてその乗船期間は船員保険の加入記録が無い上、そのうち複数の同僚は、「同船は F 国船籍の労務提供船だったので、乗船期間中は船員保険に加入できなかった。」と証言していることから、同船に乗船中の船員は、船員保険に加入していない状況が確認できる。

さらに、船員保険法（平成 19 年改正前）第 17 条、船員法第 1 条及び船員法施行規則第 1 条の規定により、船員保険の被保険者については、日本船舶に乗り組んでいる船員等と定められているところ、B 社及び同僚の証言によ

り申立人は外国船籍の船舶に乗船していたと考えられることから、申立期間については、船員保険法に定める被保険者としての要件に該当していなかったものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、船員保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで
申立期間は脱退手当金を受給したとの記録になっているが、脱退手当金の受給手続を行っておらず、受給した記憶が無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき計算され、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月後の昭和 44 年 9 月 26 日に支給決定されており、さらに申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手 44. 9. 11A 社保」の押印が認められ、申立期間の脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 7 月 1 日から同年 11 月 7 日まで

私は、昭和 20 年 7 月から A 事業所 B 支部 C 出張所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無かった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和 20 年 7 月から A 事業所 B 支部 C 出張所に勤務していたことは、申立人の日記及び詳細な記憶から推認できる。

しかしながら、A 事業所 B 支部 C 出張所は既に適用事業所ではなくなっており、申立人の勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料を得ることができない上、申立人の挙げる複数の同僚についても所在の判明する者がいないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等に関する証言は得られない。

また、A 事業所 B 支部 C 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、昭和 19 年 7 月 8 日から 21 年 4 月 1 日までの期間における厚生年金保険被保険者資格の取得者を見ると、申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 1 月 1 日から 27 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 26 年 1 月から 28 年 11 月まで A 社（現在は、B 社）C 出張所に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 C 出張所の複数の同僚は、勤務期間は定かではないものの、申立人は同所で嘱託職員として勤務していたと証言している上、申立人は同所に就職後間もなく結婚の披露をしたと供述しており、申立人は昭和 26 年 12 月 * 日に婚姻届を提出していることが確認できることから、遅くともこの時期から A 社 C 出張所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 社は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したことを確認できる資料を保管していない上、複数の同僚からも証言を得られないことから、申立人の申立期間に係る給与からの保険料控除の状況について、確認することができない。

また、オンライン記録から、A 社 C 出張所の適用事業所である A 社 D 支社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠落は無い上、申立人及び同僚が同所での同僚として名前を挙げている同僚 2 人については、同名簿からはその氏名を確認できない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 9 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで A 社（現在は、B 社）C 営業所に勤務していたが、申立期間についての厚生年金記録が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び B 社 C 営業所が保管している所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は給与から、健康保険料（日雇労働者健康保険料）及び失業保険料は控除されているが、厚生年金保険料は控除されていない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 2 名は、日雇労働者健康保険手帳の交付を受けており、オンライン記録により、A 社 C 営業所に勤務していた期間のうち申立期間については厚生年金保険の被保険者資格を有していないことが確認できる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。